

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年10月12日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 由 喜 門 尊

小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正

宮 本 英 美 藤 原 由 果 大 森 茂 利

出 射 實 久 山 英 之

欠席委員

4. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 坂本 隆也

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農地転用事業計画変更申請承認について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。コロナが少し落ち着いてはきましたがインフルエンザが冬にかけて流行する恐れがあるそうです。皆様もコロナ、インフルエンザには気を付けてください。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長より申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに久山委員、太田委員、よろしくお願いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。

それでは、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「奈良県奈良市朝日町■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓538」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は505㎡。「牛窓町牛窓539-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は409㎡。「牛窓町牛窓546」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は450㎡。「牛窓町牛窓547-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は582㎡。「牛窓町牛窓604」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は120㎡。「牛窓町牛窓621-6」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は19㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は14,394㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が耕作を行っている農地についての所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町尾張1419-2 株式会社 宇津木ファーム 代表取締役 宇津木 康文 農業」。譲渡人「邑久町尻海■■■■ ■■■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町尾張1328-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,455㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は387,881㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも6名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「株式会社 宇津木ファーム」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は農地所有適格法人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲受人の祖父が譲渡人と兄弟で、譲渡人が県外に居住していることもあり、管理等もできないため、実際に農業をしている譲受人にゆずるとのこと。特に問題なし。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲渡人は高齢であり、今後耕作を行っていくことはできず困っていたところ、譲受人である宇津木ファームが代わりに耕作をしてくれるということで話がまとまったそうです。特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から2番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人「岡山市北区撫川■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓81-1」。地目は「畑」。面積は2,129㎡。「牛窓町牛窓91-1」。地目は「畑」。面積は811㎡。

「牛窓町牛窓95-1」。地目は「畑」。面積は447㎡。「牛窓町

牛窓 97-1」。地目は「畑」。面積は 412㎡。「牛窓町牛窓 98-1」。地目は「畑」。面積は 220㎡。転用目的は「農地改良」。農地区分は第 2 種農地で普通畑となっております。資金は■ ■隣地への被害はありません。なお、農地改良に伴う一時転用によるもので、農用地区域外農地であります。資料 6 ページをご覧ください。牛窓農漁協同組合より北西へ約 400m のところに位置しております。

【2 番案件】

申請人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄 130-1」。地目は「田」。面積は 979㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「長屋建て 1 棟 367.90㎡」建ぺい率は「37.50%。」農地区分は第 3 種農地で 10a あたりの収量は米 300kg となっております。資金は■ ■。隣地への被害はありません。資料 7 ページをご覧ください。邑久駅より北西へ約 280m のところに位置しております。

【3 番案件】

申請人「岡山県岡山市北区十日市中町■■■■■■■ ■■■■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町下笠加 22」。地目は「畑」。面積は 29㎡。「邑久町下笠加 22-1」。地目は「畑」。面積は 161㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「長屋建て 1 棟 81.79㎡」建ぺい率は「43.00%。」農地区分は第 2 種農地で普通畑となっております。資金は■ ■。隣地への被害はありません。資料 8 ページをご覧ください。お好み焼き フナオカより北東へ約 100m のところに位置しております。

【4 番案件】

申請人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町飯井 2172-1」。地目は「田」。面積は 294㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第 2 種農地。10a あたりの収量は米 420kg となっております。資金は■ ■。隣地への被害はありません。なお、農用地区域外農地であります。資料 9 ページをご覧ください。飯井交差点より西へ約 800m のところに位置しております。

【5 番案件】

申請人「長船町牛文■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町牛文 286-2」。地目は「畑」。面積は 163㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「2 階建て 1 棟 69.91㎡」建ぺい率は「42.80%。」農地区分は第 2 種農地。普通畑となっております。資金は■ ■。隣地への被害はありません。なお、

農用地区域外農地であります。資料10ページをご覧ください。美和
小学校より北西へ約900mのところに位置しております。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続き
まして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1番案件か
ら5番案件について、お願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。今回の申請は農地改良に伴う一時転
用であり、今後果樹園を行っていくための整地を行う内容となっており、
工事期間中は耕作ができない旨の申請となります。今後も農地と
して耕作を行う予定のため特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、2番案件について、お
願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。申請地は邑久駅からも近く、周辺地
域も住環境に優れているため、長屋住宅を建築する計画をたてました。
排水設備等の計画についても特に問題ありません。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、お
願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。申請者はすでにこの申請地の隣接地
で共同住宅建設しており、今回の申請地も現在耕作放棄地となっており、
今後も耕作を行う予定もないことから、将来的に周囲に迷惑をかけ
ることになるのであれば共同住宅として利用することにしたそうで
す。被害防除の計画の面からも特に問題ないです。よろしくお願いい
たします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、4番案件について、お
願いします。

事 務 局 4番案件についてご説明します。これまで駐車場として利用していた
土地が干田川の事業の一環で事業用地として使用されることに伴い、
その代替え地として駐車場として転用することになりました。農地の
一部分のみであり、今後の周辺の耕作にも影響はありません。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、お
願いします。

事 務 局 5番案件についてご説明します今回の申請は令和3年6月に一度同様
の4条転用の許可を出した案件です。今回、当初の計画していた内容
について変更が生じ、建築物の内容、土地の利用計画が若干変更とな
ったため、出し直しをいたしました。一度許可をされているため、特
に問題はないかと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案に
つきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、1番案件から5番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
それでは議案資料3頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「岡山県都窪郡早島町前潟161番地 不動産業 合名会社メローライフ 社員 寺山 昌章」。譲渡人「邑久町豊安■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊安 185-5」。地目は「田」。面積は841㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「長屋建て 1棟 293.68㎡」建ぺい率は「36.10%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は、■■■■。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料11ページをご覧ください。ホームプラザナフコより東へ約100mところに位置しております。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を事務局より代読します。1番案件について、お願いします。

事務局 1番案件についてご説明します。申請地周辺は住宅が多く、東側も住宅が建築されている状態です。また中心地に近く交通の便も恵まれているため、共同住宅を建築する計画に至ったそうです。排水等についてもきちんと計画されているようだったので特に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案、1番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第2号議案農地法第5条許可申請について、1番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第4号議案、農地転用（農地改良に伴う一時転用）事業計画変更申請承認についてということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用（農地改良に伴う一時転用）事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。

【第4号議案、農地転用（農地改良に伴う一時転用）事業計画変更申請承認について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

議長 続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目をご覧ください。

【第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。11月の通常総会については11月10日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。12月の通常総会につきましては、12月2日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議

長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和３年度
１０月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前１０時００分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
する。

令和３年１０月１２日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員